

●○○ 第170回あすか倶楽部 定例会 ●○○

テーマ：個人情報保護ガイドラインの改正について

講師：経済産業省商務情報政策局情報経済課

法執行専門官 篠原 治美氏（消費生活アドバイザー 21期）

日時：2015年3月21日（土）14:00～17:00

場所：トヨタ自動車（株）池袋アマラックスビル6階604会議室

平成26年12月に改正された経済産業分野の「個人情報保護ガイドライン」について詳しく解説いただき、個人情報保護法の体系や今後の法改正の方向性とあわせて学んだ。

■パワーポイント57ページに及ぶ説明資料に加え、ルール改正パンフレットや製本冊子等を用いた非常に情報量の多い、濃い内容の講義であった中、講師が繰り返し仰った要点として、次の2つが挙げられる

- ① 個人情報保護法の法律改正後、実際の施行は2年先である。それまでは早まらず、現行ガイドラインをしっかりとっておきたい。
- ② 経済産業分野ガイドライン（本日配布冊子）は、法の傘下すべての分野に横断的に関わり、経済産業分野以外においても考え方の基本となり得る。

■配布された説明資料は経済産業省の以下サイトにも公表されている。

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/downloadfiles/2612hogo.pdf

1 個人情報保護を取り巻く状況について

個人情報保護に関する各種ルールについて、基本法制である「個人情報に関する法律」は消費者庁の所管である。しかしながら、現行その運用については、民間部門の場合、事業分野ごとにガイドラインが設けられ、各省庁の主務大臣制をとっている。さらに、公的部門においては個別に法律や条例が制定され、縦割りの的である。

- ・ 1980 年 OECD8 原則から現行法整備までの背景、2003 年の個人情報保護法の成立・2005 年施行、個人情報の保護と利用のバランスについての考え方、法施行当時発生した過剰反応や大規模漏洩事件、これまでのガイドライン改正の動き、これから法案審議がはじまるパーソナルデータ利活用に関する制度見直し方針（内閣官房 IT 社会推進戦略本部にて検討）、マイナンバー法*1 とともに立ち上がる第三者（3 条*2）委員会「特定個人情報保護委員会」について、改正個人情報保護法案が 2015 年 3 月閣議決定されたことから今後の法改正の動向、等々について解説された。

*1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

*2 国家行政組織法

2 経済産業分野ガイドラインについて

ガイドラインの性質は、個人情報取扱事業者へのものであり、「ねばならない」と記載されていることが守られなければ“違法”として執行され、「のぞましい」と記載されていることをきちんと守れば遵法できる建て付けとなっている。

- ・ 今回のガイドライン改正は策定から 4 回目である。2014 年 9 月パブリックコメントまで終了していた直後に大規模漏えい事件が発生し、①第三者からの適正な取得（適法入手の確認）②内部不正対策の強化③委託先等の監督強化について追加し、12 月に改正された。
- ・ 写真や声も個人情報である。単なる番号だけは個人情報ではないが、マイナンバーについては個人情報になる。
- ・ 定義、3 つに区別される概念（①個人情報②個人データ③保有個人データ）についての解説。ひとつの情報であっても、扱われるステージによって、取扱者に課される義務が変遷する。（資料 P2 2）

たとえば、病院受診時の患者情報につき課せられる義務は以下の様になる。

ア：初診時、受付票に情報記入する→①個人情報

イ：会計終了後①を 50 音順など検索可能な状態に棚やボックスに格納→②個人情報データベース等

ウ：再診時（②からカルテ取り出し）→③個人データ

エ：③を半年以上持ち続ける（住所など変更があれば訂正できる）→④保有個人データ

- 本人の同意を要する部分については厳しく定めている（第16・23条関連）
 - ※ 利用目的を超える場合
 - ※ 第三者提供をする場合
- 本人同意の適用除外について、生命保護に比べて財産保護目的には慎重であるべき。
- 現行ルール下において、いわゆる名簿屋は所管がはっきりしていない（すき間事案発生の場合＝消費者庁が主務大臣を指定することができる）。昨今取りざたされた名簿屋問題については消費者庁が経産省を主務大臣として指定した。今後の法改正に対策盛り込みを期待。改正ガイドラインにて、取得時に適法入手であることを確認するよう定めた。
- 利用目的は本人から情報取得時に明示・公表が必要。（資料P30）
- 安全管理措置の委託先監督は、委託業者「選定」時点から含む。（資料P43、44）
- 共同利用制度について、趣旨の明確化と共同利用者の範囲の明確化を定めた。（資料P52）
- 適法に取得した（誤りのない）個人情報については、基本的には法律に削除権や保存期間の定めはない。（利用目的のなくなった個人情報については、安全管理の面から削除等行う事が望ましいとしている）
- ルールに関する啓発は、消費者庁も一般消費者向けに行っている。

【所感】

全般を通して、市民の過剰反応や漏えい事件などの具体的事例をあげて解説され、時機に応じてガイドラインを見直しつつルール運用されてきたことがよくわかった。

さらに、栄養士から現在に至るまでの講師のキャリアパスについてのお話も、同性として興味深く、良きロールモデルで大変刺激を受けた。

報告者：30期 藤井 真由美